

手続補佐人について

家事事件における皆様の法律上の権利と利益を守るために、本裁判所では、皆様のために「手続補佐人」（台湾では「程序監理人」といいます）を選任いたします。この手続補佐人という制度につきまして、簡単に説明させていただきます。

一 手続補佐人とは？

皆様の法律上の権利と利益を守るために、家事事件手続法において手続補佐人という制度が設けられています。手続補佐人は、皆様の利益のために法律上の一切の手続行為を行うとともに、裁判所とのコミュニケーションの橋渡し役となり、迅速かつ妥当な家事事件の処理のためにお力添えするものです。

二 手続補佐人を担当する人とその人数

手続補佐人は裁判所によって選任されますが、社会福祉を主管する行政機関または社会福祉団体に属する職員や、弁護士会・ソーシャルワーカー協会その他類似の団体による推薦を受けた適当な者の中から選任されます。その人数は実際の必要性に応じて判断され、必ずしも1人だけとは限りません。

三 手続補佐人の職務内容

1. 手続補佐を受ける人の最善の利益の確保：手続補佐人が職務を行うにあたっては、手続補佐を受ける人の家族関係、生活状況や心理状況等のあらゆる事情に配慮した上で、最善の利益を確保できるよう努めます。もし利益衝突などの事情が存するときには、これを裁判所に知らせます。
2. 手続行為を行うこと：手続補佐人は、手続補佐を受ける人のために一切の手続行為を行うことができ、独立して上訴・抗告やその他の不服申立ても行うことができます。ただし、本人のみが行うことのできる手続行為については、手続補佐人が行うことはできません。

3. 事件書類の利用：手続補佐人は、事件に関する書類の閲覧、書き写しやコピーの許可を裁判所に申し立てることができます。
4. 手続に関する説明：手続補佐を受ける人の年齢に応じて、適当かつわかりやすい方法で、事件の対象（となる法律関係）、手続やありうる結果について説明します。
5. 手続補佐を受ける人との面談：必要があるときは、手続補佐を受ける人との面談を行います。ただし、その最善の利益を考慮した上で、家庭生活に緊張や不都合を生じさせたり、同じことを何度も話したりしなくてもよいように、必要最小限度でこれを行うことになっています。
6. 手続補佐を受ける人の家族との面談及び調停・和解手続への参加：事件の進捗状況に応じて、当事者及び関係人が合意により紛争を解決する意向や希望を有するときは、裁判所は、手続補佐人が手続補佐を受ける人の特定の家族と面談を行うことを許可し、事件の利害関係とその影響について調査をさせるとともに、調停または和解手続への参加を許可することができます。
7. 書面または口頭による報告や意見の提出：手続のスムーズな進行のために、裁判所は、手続補佐を受ける人の理解能力や願望、出廷して意見を述べることの適否や意思、手続を進める適当な場所・環境・方式・時間、より有利な請求の立て方、その他裁判所に知らせるべき事項について、手続補佐人に報告や意見を提出させることができます。

四 手続補佐人と手続補佐を受ける人の意見や行為が異なるとき

手続補佐人の行う手続行為が、手続補佐を受ける人の手続行為と異なったり相反するときは、裁判所は次のように判断します。

1. 手続補佐を受ける人が行為能力を有しないときは（例えば、意思能力を有せず、利害得失を判断することができない 7 歳未満の子どもや後見宣告を受けた人）、裁判所は、手続補佐

人の行為をもって、裁判の基礎や手続行為の効力を判断する対象とします。

2. 手続補佐を受ける人が手続能力を有するときは、例えば、手続補佐人は訴訟上の和解をすることを望んでいるが、手続補佐を受ける人が和解に同意しない場合には、裁判所が適切と考えるところをもって判断します。

五 すでに弁護士による手続代理を委任している場合、裁判所は手続補佐人を選任することができますか？

当事者が弁護士に手続代理を委任していても、手続補佐人の役割と職責は手続代理人とは異なりますので、裁判所が家事事件法の定める選任の規定に該当すると判断する場合は、申立てまたは職権により、手続補佐人を選任することができます。

六 手続補佐人の費用と報酬

裁判所が手続補佐人に報酬を与えることを決定した場合、この報酬は、家事事件の手続費用の一部となり、事件の審理が終結したときに、裁判所が、こうした手続費用を誰がどれだけ負担するかを決定します。必要なときは、当事者または利害関係人に対して、手続補佐人の報酬の一部をあらかじめ支払うよう求めることがあります。